

第1回代表者研修会に寄せて

令和2年度の始まりは、今までに経験したことのない新型コロナウイルス感染症への対応からでした。昨年度末の全国一律での政府の休校要請から、2か月半が経っています。その間、私の所属する地区では休校延長が3度なされ、このあいさつ文を考えている間も、今までのような学校生活が再開する目途は立っていません。

さて、このような前途多難な中、伝統ある静岡県養護教諭研究会を引き継ぎ、新体制で今期をスタートさせました。まず、今年度の研究会事業につきましては、例年通りとはいかず、様々な点で変更せざるを得ない点が出てしまうことをご理解ください。また、地区理事の皆様には、第1回代表者研修会を紙面開催とさせていただき、ご不便をおかけしていますこともご容赦いただきたいと思います。

大きな変更点としては、今年度に限り、会費を減額させていただくことが挙げられます。理由は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、研究会事業の中止や縮小により必要経費の減額が見込まれるからです。本来ならば、理事の皆さんと協議をしたところでしたが、このような非常時でしたので、静岡県養護教諭研究会会則(以下「会則」という。)第8条に規定される会長の任務により、会則第18条の会費について、特例の扱いをさせていただきました。その他、各委員会の活動や夏季研修会、冬季研修会など現時点ででき得る限りの内容の検討を役員で重ねて参りました。特に、会誌「たちばな」につきましては、例年多くの会員の皆様に原稿を寄せていただいておりますが、会員の負担軽減を考え、今年度は「新型コロナウイルス感染症に関する特集」に絞っての発行を計画しております。詳細につきましては、担当から示された資料に、変更点や注意点など解説付きで掲載されていますので、お読み取りいただき、会員の皆様へ伝えていただきたいと思いますと考えております。

今、それぞれの学校では休校中の子供たちの健康観察や心のケア、登校日の過ごし方、学校再開後の感染予防や延期された健康診断への対応など養護教諭が中心となり考えていかねばならない課題が山積しています。しかし、新型コロナウイルス感染症をどのように捉えたらよいのかという不安を抱えながら職務にあたっている養護教諭がほとんどだと思います。このような時だからこそ、縦のつながり、横のつながりを大切にし、会員相互に支えあって乗り越えていけるよう研究会としても、県教育委員会や県校長会など関係機関の方々にご助言をいただきながら、必要な情報を提供していきたいと考えております。

この経験がいつか、学校保健の在り方をよりよい方向へ導く貴重なものであったと振り返ることができる日が来ることを信じ、役員一同力を合わせて精一杯務めさせていただきます。

最後に、例年は県中学校体育連盟の理事長からもごあいさつをいただいているところですが、今年度は全国大会・県大会共に中止が決定しており、地区大会についても各支部で検討を重ねている最中であるということから、大会要項等を届けることができず、大変残念であるということをお伝えし、あいさつとさせていただきます。

静岡県養護教諭研究会 会長 白井悦子

令和2年度 静岡県学校保健会事業計画

新型コロナウイルス感染症への対応のため、本年度の事業を下記のとおりとします。なお、今後の感染状況によっては実施方法等が変更になる場合もあります。

1 第59回静岡県学校保健研究大会（三島市大会）

※大会冊子の作成をもって研究大会に代える。研究集会は開催しない。

＜冊子の内容（案）＞

学校保健功労者表彰受賞者名簿・三島市学校保健会の実践・記念講演の内容

2 学校保健活動推進事業

(1) 第43回中学校・高等学校生徒保健委員活動発表会

※実施しない

(2) 第49回学校保健新聞コンクール

応募締切 令和2年11月20日（金）

審査会 令和2年12月11日（金）

部 門 小・中・高・特別支援学校 各児童生徒の部 教員の部

応 募 令和元年12月から令和2年11月までに作成発行した新聞

児童生徒の部、教員の部 いずれか1校1点

(3) 学校保健研究活動助成

① 19地区学校保健会への助成金交付

② 専門部研究活動への助成金交付

③ その他の助成

(4) 第71回関東甲信越静学校保健大会

※中止

期 日 令和2年8月27日（木）

会 場 ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）（長野県長野市）

(5) 令和2年度全国学校保健・安全研究大会

※中止

期 日 令和2年11月12日（木）・13日（金）

会 場 オーバード・ホール 富山国際会議場（富山県富山市）

(6) 令和2年度全国学校保健会中央大会

期 日 令和2年11月13日（金）

会 場 富山国際会議場（富山県富山市）

3 専門部活動推進事業

(1) 学校歯科保健に関する調査

※実施時期未定

(2) 学校環境衛生活動に関する調査

※実施しない

4 表彰に関する事業

(1) 学校保健功労者表彰（表彰式は行わない）

(2) 健康推進学校表彰

※実施しない

(3) 学校歯科保健優良学校表彰

※実施しない

(4) 学校環境衛生活動優良学校表彰

※実施しない

(5) 学校保健新聞コンクール入選作品表彰（第2回理事会にて表彰）

5 広報に関する事業

(1) 第43回中学校・高等学校生徒保健委員活動発表集録の発行

※実施しない

(2) 会報 第118号「学校保健のうごき」発行（年1回 令和3年3月発行予定）

6 健康検診結果の実態と研究報告

(1) 児童生徒健診結果（心臓・脊柱側湾・腎臓）の分析と対策の研究（静岡県医師会）

(2) 児童生徒歯科健診結果の実態と調査研究（静岡県歯科医師会）

7 理事会及び評議員会等

(1) 第1回理事会・評議員会 令和2年6月18日（木）※書面開催

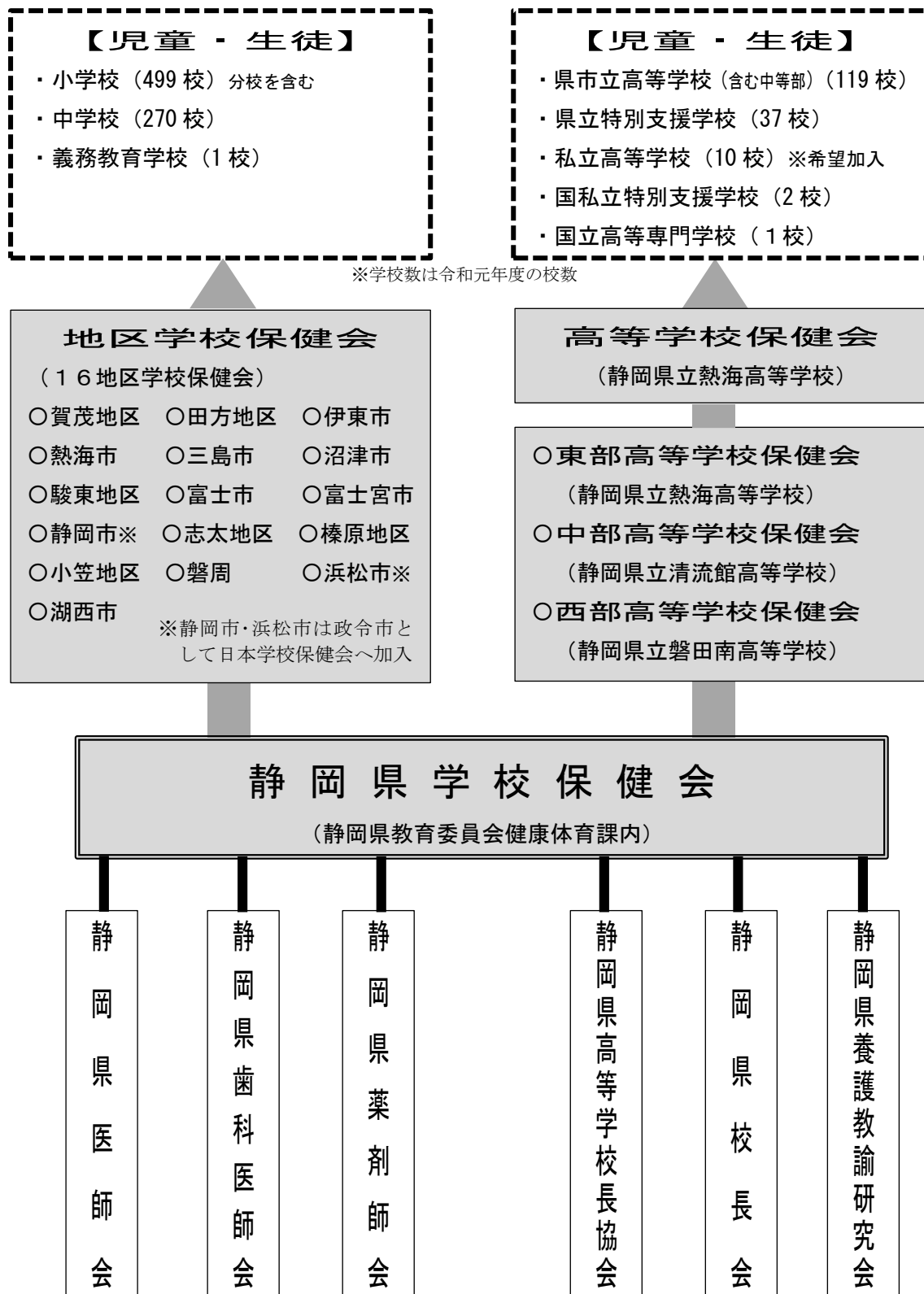
(2) 第2回理事会・評議員会 令和3年2月18日（木）13:30 静岡県教育会館

(3) 学校保健功労者等審査会 令和2年10月1日（木）13:30 静岡県教育会館

(4) 令和2年度会計監査 令和3年4月15日（木）15:00 静岡県教育会館

静岡県学校保健会 組織図

令和2年度版



令和2年5月8日現在
静岡県教育委員会健康体育課

1 保健管理

(1) 感染症への対応

- ・感染症対策は、適切に予防策を講じること、重症化させないように早期発見し早期に治療すること、まん延を防ぐことが重要である。
- ・手洗いの励行、日常における環境衛生（教室等の環境：換気、温度、清潔等）、健康観察の実施、必要な予防接種の推奨等により感染症予防に努めること。
- ・基本的な感染症予防啓発を継続し、拡大防止に努めること。
- ・感染症の流行が見られる場合には、校長の指示のもと、学校医等と相談の上、保健所又は市町の所管課に連絡・相談し、指導・助言を受けることが必要である。
- ・施設の消毒の方法を確認したい場合、麻しんや結核等の疑いが生徒や教職員にある場合等も、校長の指示のもと学校医等と相談の上、保健所に連絡し、指導・助言を受けることが必要である。

① 新型コロナウイルス感染症について

ア 出席停止及び学級閉鎖

- ・指定感染症として定める等の政令が決定し、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされるため、当該感染症にかかった児童生徒等があるときは、治癒するまで出席を停止させることができる。
- ・令和2年2月25日付け教健第855号「新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する今後の対応について（通知）」
→県立学校では、保護者等から「風邪の症状で欠席する」と連絡があった場合は、「出席停止」とし、症状が改善されるまで自宅で休養させることとして対応している。市町立学校においては、市町教育委員会の指示に応じて適切に対応すること。また、感染症への不安から、学校を休ませたいとの申し出が保護者からあった場合は、その事情をよく聴取し、学校で講じている感染症対策について十分説明するとともに、学校運営方針について理解を得られるよう努めること。その結果、合理的な理由があると校長が判断する場合は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、柔軟に対応すること。
- ・令和元年8月29日付け教健第471号「令和元年度インフルエンザ施設別発生報告及びインフルエンザ（様疾患）に係る病原体採取について（依頼）」
→一斉の臨時休業が解除された後、臨時に学校の全部又は一部の休業を行った場合は、インフルエンザによる学級閉鎖報告の様式で報告をする。その際には、備考欄または欄外に新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等であることを明記すること。

イ 健康観察

- ・感染拡大防止の観点から、登校前の健康観察（検温を含む。以下同じ）の徹底を図ること。
- ・児童生徒への指導に加えて、保護者にも周知を図り、理解と協力を得て継続して取り組むこと。
- ・登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等に対して、教室に入る前に健康観察を行うことができるよう、学校体制の整備を図ること。
- ・教職員の健康観察の徹底を図るとともに、養護教諭自身も健康の保持及び心のケアに努

め、学校内での報告・連絡・相談を密にして対応すること。

○教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（平成 21 年 3 月文部科学省）

健康観察の目的の一つに、「感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る」とあります。中教審答申（H20. 1. 17）で健康観察の重要性が述べられ、学校保健安全法（H21. 4. 1 施行）においても、第九条（保健指導）に位置付けられ、その充実が図られています。

学校における健康観察は、学級担任や養護教諭が中心となり、教職員との連携の下で実施すべきものであることから、全教職員が共通の認識をもつことが重要です。

ウ 学校環境衛生管理

- ・ 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けた環境の維持に努めること。
- ・ 教室等のこまめな換気を実施するにあたり、可能であれば2方向の窓を同時に開けるなど、効果的に換気を行う。その際には、衣服等による温度調節にも配慮すること。
- ・ 今後、熱中症対策として空調設備を使用する場合も、十分な換気が重要である。定期的に窓を開けて換気を行うことに努めること。
- ・ こまめな換気として、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開けて行う等、環境状態に応じた適切な換気を行うこと。
- ・ 消毒は、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整えて行うこと。
- ・ 教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つようにすること。
- ・ 文部科学省では、次亜塩素酸ナトリウムの使用を推奨している。消毒液や方法等については、学校薬剤師とも相談をして適切に対応すること。
- ・ 今後も継続して、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備に努めること。
- ・ 学校における環境衛生管理の実際について、児童生徒等が安心して生活できるように、保護者等にも周知し、理解と協力が得られるように努めること。

○学校環境衛生管理マニュアル[平成 30 年度改訂版]（平成 31 年 3 月文部科学省）

学校保健安全法施行規則第一条及び第二条により、定期及び臨時の環境衛生検査、日常点検について定められています。詳細は、各章を参考にし、学校の環境衛生管理を行うとともに、学校体制による学校環境衛生活動の推進に努めてください。

○学校において予防すべき感染症の解説＜平成 30 (2018) 年 3 月発行＞日本学校保健会

適切な感染症対策を講じるために、正しい知識に基づき、感染症予防に関する指導や対応をお願いします。特に、第2章「学校における感染症への対応」を参考に、学校医や保健所等との連携を図り、適切な感染症対応をお願いします。

エ 健康診断

- ・ 令和2年3月23日付け教健号外「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（依頼）」→やむを得ず実施を延期する場合は、保健調査票の活用や日常的な健康観察等を行い、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めること。必要に応じて、健康相談や保健指導等を実施し、適切な支援により児童生徒等の健康管理に努めること。

- ・令和2年4月20日付け教健第59号「緊急事態宣言発令に伴う児童生徒等及び教職員の健康診断等の延期について（通知）」
→本県に緊急事態宣言が発令されていることに伴う臨時休業中は、登校日に健康診断を行うことは控えること。
- ・健康診断に係る各調査統計や報告等について、提出期日までに実施ができない場合には、その旨を事前に提出先担当者に連絡をして、対応の確認をすること。

オ 心のケア

- ・学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むことに努めること。
- ・臨時休業中においては、児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握するように学校体制の整備を図ること。
- ・令和2年4月17日付け教健第58号「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について（通知）」
→新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をもとに、感染者や濃厚接触者等への偏見や差別につながらないよう、児童生徒等に対して発達段階に応じた指導を行うことに努めること。また、保護者に対しても同様に、理解と協力が得られるよう周知すること。

カ その他

感染症拡大防止対策として、学校における集団生活の場では、咳エチケット及びマスクの着用を励行するが、健康安全面に十分留意して適切な使用を心がけるとともに、環境に応じた活動内容等の配慮を行うこと。

○新型コロナウイルス感染症関連通知等

- ・令和2年2月25日付け教健第855号「新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する今後の対応について（通知）」
- ・令和2年3月23日付け教健号外「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（依頼）」
- ・令和2年4月9日付け教健第38号「新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開等における保健管理等の充実について（依頼）」
- ・令和2年4月17日付け教健第58号「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について（通知）」
- ・令和2年3月24日付け元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」
- ・令和2年4月17日付け2文科初第137号「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について（通知）
- ・令和2年4月23日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について」（4月23日時点）

② その他の感染症

- ・インフルエンザの出席停止の扱い

県立学校では、令和元年6月25日付け教健第321号「インフルエンザ罹患に伴う治癒証明書の取り扱いについて（依頼）」に基づき、医師による治癒証明書を求めない対応をしてい

る。市町立学校においては、市町教育委員会の方針に基づき適切に対応すること。

・麻しんについて

児童生徒等及び職員の麻しんり患歴及び予防接種歴を確認し、状況に応じて、予防接種の推奨及び麻しんに関する情報提供等の対応を引き続き行うこと。

※麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（依頼）（教健号外 令和元年6月11日）

学校における麻しん対策ガイドライン第二版（平成30年2月）

(2) 熱中症事故の防止

- ・体が暑さに慣れていない時期や急に暑くなった日、久しぶりに暑い環境で活動した時には、体温調節が上手くいかず、熱中症で倒れる人が多くなる傾向にある。
 - ・臨時休業による生活リズム等の変化が、体調や体力に影響することが考えられることから、日常の健康観察を重視するとともに、学校の実情や発達段階に応じた熱中症予防のための指導の充実等、健康管理及び指導が大切である。
 - ・WBGTの計測及び記録だけでなく、活動前や活動中、活動後の児童生徒の健康観察、水分補給や休憩時間の確保等の対策、早期に適切な応急手当を行う等、校内体制の確立を図ること。
- ※「熱中症 環境保健マニュアル2018」環境省（平成30年3月）

http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

(3) 疾病管理等の多様化

学校にはアレルギー疾患、脳脊髄液減少症、性同一性障害等、様々な疾病等により体調の管理が必要な児童生徒が混在している。そのため、一人一人の症状や健康状態を把握し、きめ細かな配慮や周知が今後とも必要となる。現代的な健康課題における様々な疾病等について、理解を深め、適切に対応することが求められる。

① アレルギー疾患への対応

- ・全ての教職員が、アレルギー疾患に関する知識や対処方法等について認識を深め、的確な対応ができる能力を高めることが求められている。
 - ・エピペンを処方されている児童生徒数の増加、学校管理下でのエピペン使用数の増加がみられることから、全教職員の共通理解のもとで対応ができるよう、以下に示す内容を参考に、学校体制の整備に努めることが重要である。
- ◇医師による診断・指示に基づき適切に対応する。（学校生活管理指導表の活用）
- ◇該当児童生徒の状況・学校の状況を総合的に判断して対応する。
- ◇関係者が常に情報を共有し、役割分担を明確にして対応する。
- ◇教育活動において対応が必要な様々なケースを想定する。
- ◇緊急時に適切に対応できるよう研修を行う。

※学校におけるアレルギー疾患対応 参考資料（平成31年3月）静岡県教育委員会

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉（令和2年3月）日本学校保健会

＜静岡県公立学校において「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」により管理されている児童生徒＞ 令和元年度

上段：各校種の管理されている人数 下段：各校種の在籍人数における割合

	気管支ぜん息	食物アレルギー・アナフィラキシー	エピペン保持者
小学校	1,623人 0.9%	4,743人 2.5%	668人 0.4%
中学校	500人 0.5%	1,931人 2.1%	244人 0.3%
高等学校	241人 0.4%	608人 0.9%	166人 0.3%
特別支援学校	60人 1.2%	175人 3.6%	15人 0.3%
合計	2,424人 0.7%	7,457人 2.1%	1,093人 0.3%

令和元年度静岡県教育委員会実施の実態調査

(2) エピペンを使用したことがある学校の割合の推移

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援	合 計
平成27年度	0.6%	1.5%	0.9%	0.0%	0.9%
平成28年度	1.0%	1.1%	2.6%	0.0%	1.2%
平成29年度	0.8%	1.1%	3.5%	0.0%	1.2%
平成30年度	0.8%	0.0%	0.9%	0.0%	0.5%
令和元年度	1.2%	1.9%	2.6%	0.0%	1.5%

令和元年度静岡県教育委員会実施の実態調査

② 脳脊髄液減少症について

- ・「脳脊髄液減少症（疑い含む）」と診断されている児童生徒は、小中学生で増加傾向にある。
（令和元年度実態調査より）
- ・児童生徒や保護者からの相談等があった場合は、平成29年3月28日付け教健号外「学校における「スポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について」の文部科学省からの通知や県健康福祉部のホームページ等を参考にして対応をすること。

令和元年度「脳脊髄液減少症」または「脳脊髄液減少症の疑い」と診断されている児童生徒数（令和元年10月調査）

校種		人数
小学生	市町立小学校（義務教育学校小学校段階含む）	4名
	県立特別支援学校小学部	
中学生	市町立中学校（義務教育学校中学校段階含む）	11名
	県立高等学校中等部 県立特別支援学校中学部	
高校生	市立高等学校	6名
	県立高等学校（全日・定時・通信） 県立特別支援学校高等部	
合 計		21名

（参考）平成28年度 小学生4名、中学生5名、高校生11名 計20名
平成29年度 小学生2名、中学生7名、高校生11名 計20名
平成30年度 小学生1名、中学生7名、高校生7名 計15名

2 保健教育

(1) カリキュラムマネジメントを意識した健康教育の実施

- ・臨時休業の延長に伴い、学校保健計画の見直しを行うにあたり、時期や方法の変更等、学校や地域の実情に応じて柔軟に対応すること。
- ・カリキュラムマネジメントを意識して、各教科や教育活動との関連性を踏まえ、できる内容や必要な内容を取り扱い、各学校の健康課題解決につなげることも視野に入れて検討する。
- ・がん教育や薬物乱用防止教室、学校保健委員会等も、方法の工夫や改善が必要となることから、教科及び他の教育活動との連携、定期的な資料の提供、健康管理等と関連付けた実態調査等の実施、学校医及び学校薬剤師等との連携等、各校の実情に応じた形態や内容で柔軟に取り組むこと。
- ・がん教育の実施にあたっては、医師や看護師、保健師、がん経験者等の外部講師の参加や協力を推進するなど、多様な指導方法の工夫が求められている。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により対応が困難であるが、今後、外部講師等を活用したがん教育の実施と工夫を検討できる状況になった場合には、効果的な指導の実施につながるよう学校医等との連携を図り、学校保健計画に位置付けて、指導の充実に努めること。

＜令和元年度がん教育総合支援事業における取組＞

- ・モデル校の取組の支援（静岡県立静岡東高等学校、掛川市立西中学校）
- ・教職員と外部講師の合同研修会の開催
- ・外部講師派遣可能病院一覧の作成

(2) 保健関係資料の活用

- ・小学校体育科保健領域、中学校保健体育科保健分野、高等学校保健体育科「科目保健」の学習は、生涯を通じて自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育成することを目標として学習内容が体系的に位置付けられている。
- ・保健における学習内容の系統性を理解した上で、小学校ではより実践的に、中学校ではより科学的に、高等学校ではより総合的に理解するために、発達段階に応じた指導を工夫することが求められている。

※改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引（平成31年3月）文部科学省（各小学校1冊配布）

改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（令和2年3月）文部科学省（各中学校1冊配布）

（追補版）保健体育（保健分野）第3学年指導事例「感染症の予防」～新型コロナウイルス感染症～

（令和2年3月）文部科学省（各中学校1冊配布）

- ・高等学校学習指導要領では、保健体育科科目保健の指導内容に、精神保健が加わり、「アルコール、薬物などの物資への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる可能性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」と同解説に記載されている。

※「ギャンブル等依存症」などを予防するために（平成31年3月）文部科学省（ダウンロード）

(3) 積極的な情報発信

- ・特に、臨時休業中は、学校のホームページ等を活用して、保健情報の発信（保健だよりや健康教育資料等）に可能な限り努めること。
- ・自己の健康管理や家庭での健康づくりにつなげるための資料等、学校や地域の実情に応じた積極的な情報発信を行い、児童生徒等の保健管理及び保健教育の推進に努めること。

3 養護教諭に関する研修について

(1) 年次別研修

研修名	対象者・研修日数・主な内容	
新規採用養護教員研修 ※4～5月の研修中止 6月以降は未定	対象者 33 名 小学校 20 名 中学校 5 名 高等学校 6 名 特別支援学校 2 名	校内研修 15 日 校外研修 10 日
	宿泊研修、日赤救急法、人権教育、特別支援教育 保健室経営、研究授業 等	
養護教員 6 年次研修 ※4～5月の研修中止 6月以降は未定	対象者 16 名 小学校 8 名 中学校 2 名 高等学校 3 名 特別支援学校 3 名	校内研修 1 日 校外研修 3 日
	全体研修、選択研修、保健室訪問 等	
中堅教諭等資質向上研修 (養護教員) ※4～5月の研修中止 6月以降は未定	対象者 14 名 小学校 7 名 中学校 1 名 高等学校 5 名 特別支援学校 1 名	校内研修 5 日 校外研修 7 日
	全体研修、選択研修、専門研修、社会貢献体験活動 研究課題の追求、研究授業 (T.T) 等	

(2) 県及び国事業

事業名	主な内容	開催日 等
養護教諭指導リーダー研修	各地区より指導リーダーを任命。 若手養護教諭への指導を通して、中核としての資質能力の向上を図る。 県主催研修会参加、保健室公開、研修会講師 等	県主催研修会 年 3 回予定 (他)
スクールヘルスリーダー 派遣事業	1 年経験養護教員を対象に、スクールヘルスリーダーを派遣する。	年 6 回 訪問 1 回
静岡県養護教諭講習会 ※縮小開催の方向で検討中	令和 2 年 8 月 4 日 (火) オンライン開催 未定 講演 「特別支援教育の現状と養護教諭の役割」 (仮) 講師 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 深草 瑞世 氏 伝達講習 令和元年度健康教育指導者養成研修	
新規任用臨時養護教諭等研修会	令和 2 年 9 月 8 日 (火) 総合教育センター	
学校健康教育指導者講習会 (悉皆研修 対象：保健主事)	静東：令和 2 年 11 月 10 日 (火) 三島市民文化会館 静西：令和 2 年 11 月 26 日 (木) 総合教育センター 講演 「学校におけるがん教育の進め方」 (仮) 講師 東海大学体育学部体育学科 教授 森 良一 氏	

※新型コロナウイルス感染症の関係で、変更等が生じることもあります。